

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料について
（均等割の軽減基準が変わりました）

75歳以上の方（一定の障害がある場合は65歳以上）が加入する後期高齢者医療制度では、被保険者の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに見直しが行われています。令和7年度は保険料の見直しはありませんが、均等割の軽減基準が変わりました。

- 問合せ
後期高齢者医療保険制度について
鹿児島県後期高齢者医療広域連合 TEL 099-206-1329
- ・計算方法について
税務課課税係 TEL 76-1066

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^{※1} の合計額	軽減後保険料
7割	43万円 ^{※2} 以下	17,900円
5割	43万円 ^{※2} + 30万5千円 × (被保険者数) 以下	29,900円
2割	43万円 ^{※2} + 56万円 × (被保険者数) 以下	47,900円

※1 軽減対象所得金額は、総所得金額等から公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した金額です。
※2 同一世帯内の被保険者および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)】が適用されます。また、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

介護保険料

介護保険料について
（所得段階基準が変わりました）

65歳以上の方の介護保険料は、介護保険事業計画の見直しにに応じて3年ごとに見直しが行われています。令和7年度は保険料の見直しはありませんが、所得段階基準が変わりました。

せんが、所得段階基準が変わりました。
令和6年（1～12月）の年齢基礎年金（満額）の支給額が80万9千円となり、80万円を超

段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者または世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万9千円以下	基準額 × 0.285	19,200円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万9千円超120万円以下	基準額 × 0.485	32,800円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税 ・前年の合計所得金額+公的年金等収入額が120万円超	基準額 × 0.685	46,300円
第4段階	・課税世帯で本人が市民税非課税 ・前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万9千円以下	基準額 × 0.9	60,900円
第5段階	・課税世帯で本人が市民税非課税 ・前年の合計所得金額+公的年金等収入額が80万9千円超	基準額	67,700円
第6段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.2	81,200円
第7段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 × 1.3	88,000円
第8段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 × 1.5	101,500円
第9段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 × 1.7	115,000円
第10段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 × 1.9	128,600円
第11段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 × 2.1	142,100円
第12段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 × 2.3	155,700円
第13段階	・本人が市民税課税 ・前年の合計所得金額が720万円以上	基準額 × 2.4	162,400円

えることとなりました。このことを踏まえ、国が設定する所得段階基準が見直されたことから、所得段階第1・2・4・5段階の方の介護保険料の区分を定める基準となっていた年金収入額80万円についても、令和7年度から80万9千円を基準にすることとなりました。
■問合せ 税務課課税係
TEL 76-1066

固定資産税

固定資産税の特例措置について

中小企業等経営強化法に基づく支援

令和9年3月31日までに市内の中小企業者が生産性向上に資する設備投資を行い、一定の要件を満たす場合は、固定資産税の軽減措置を受けられます。なお、固定資産税の軽減措置を受けるには、中小企業者が市の導入促進基本計画に合致した先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける必要があります。

※中小企業等経営強化法の概要については、中小企業庁のホームページをご覧ください。また、本市導入促進基本計画については、市ホームページに公表しています。

対象者 資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）
対象資産 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物付属設備）

特定割合・適用期間
○賃上げ表明無し
固定資産税の特例措置無し
○賃上げ表明有り
①1・5%以上の賃上げ表明有り
②3%以上の賃上げ表明有り
③5年間、課税標準額を4分の1に軽減

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法および枕崎市過疎地域産業開発促進条例に基づく支援

令和9年3月31日までに市内に製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に関する設備を新設または増設し、一定の要件を満たす場合は、新たに課税されることになった年度から3年度分に限り、固定資産税の課税免除を受けられます。

対象者 対象となる事業（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等）に供する設備で、次表の取得価格の規模要件に該当する設備を取得するなどした青色申告事業者

取得価額の規模要件

対象業種	資本金規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上		

※資本金の規模が5千万円超の事業者については、新増設に係る取得等に限り、新増設に係る取得等に限る。
※取得価額の判定においては、補助金等を差し引いた圧縮記帳後の価額を用いる。

対象資産

・事業の用に供する機械および装置
・事業の用に供する工場等用建物およびその附属設備
・その敷地である土地
■問合せ 水産商工課商工振興係 TEL 76-1667

自治公民館再編

自治公民館再編を支援します

人口の減少や少子高齢化の進展などにより、住民の自治意識や地域の連帯感の希薄化、公民館加入率の低下等に伴う組織の弱体化が進み、自治機能の低下に拍車がかかっていることで、公民館活動等に支障を来している自治公民館が見受けられます。そのような

中、各種活動等における地域課題に対し、住民自らが責任をもつて解決していくという地域力を高める組織づくりや自治公民館組織の機能強化などを目的に再編を行う自治公民館を支援します。

市自治公民館活性化推進委員会補助金



交付対象 市内にある全自治公民館が対象で、自治公民館の活性化（再編や課題解決など）を目的に設置される活性化推進委員会補助額 5万円（2公民館による委員会設置の場合）※構成する公民館が1公民館増えるごとに3万円の加算額あり。
◎市自治公民館再編交付金
交付対象 自治公民館活性化推進委員会を経て設立された新設自治公民館（合併を含む）
交付額 10万円/年度
※設立された日の属する年度から2年間交付（合計20万円）

■問合せ 生涯学習課生涯学習係 TEL 76-1286